



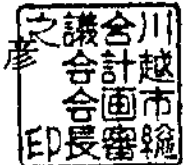
川総計審発第15号

平成17年10月4日

川越市長 舟橋 功 一 様

川越市総合計画審議会

会長 大橋 豊



第三次川越市総合計画について（答申）

平成16年11月16日付け川政発第173号をもって諮問のあった標記の件につきましては、下記のとおり答申します。

記

当審議会は、延べ16回にわたり会議を開催し、市長から提出された『第三次川越市総合計画原案』（以下「原案」という。）を基に慎重に審議を重ねてまいりました。審議に当たっては、市民の声を広く受け止めるとの観点から、「かわごえ市民会議」からの意見聴取などに努めてまいりました。

その結果、中核市・川越として本市が魅力あるまちづくりを推進する上で、原案は、第三次川越市総合計画としておおむね妥当であると判断いたします。ただし、以下に指摘する事項について十分留意し、第三次川越市総合計画を策定されますよう要望いたします。

なお、市長におかれましては、この答申の趣旨を踏まえ、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しつつ、市民との協働の実践を通じて計画の実現に努められるよう希望いたします。



基本構想

1 基本構想の理念について

基本構想の理念は、市民と行政によるまちづくりの基本的な考え方を示しているが、そこには本市の特性や社会動向等が反映されるべきであると考えられる。このため基本構想の理念においては、以下の事項について留意されたい。

本総合計画全般を通じたキーワードである「協働」は、行政と民間のあり方を問いかける重要な考え方であり、公共的活動のしくみづくりの基礎をなすものである。理念においても、「協働」を更に明確に位置付けるとともに、強調することを検討されたい。

まちづくりを多角的・専門的な視点から考えるには、地域の産業や大学との連携は欠かすことができない。理念において「産学官(公)」の連携によるまちづくりの視点を位置付け、明文化されたい。

「平和」や「人権尊重」は、人類にとって普遍的な原理であり、また、まちづくりにおける基本でもあることから、今後も重視していくべきと考えられる。このような視点をこの理念に位置付け、明文化することを検討されたい。

市域を流れる河川と、武蔵野の面影を残す雑木林や豊かな田園は、本市の特性である豊かな自然環境を象徴しており、「水と緑」というキーワードに集約される。この「水と緑」を理念において更に明確かつ具体的に表現することを検討されたい。

国内外を問わず環境問題への取組が急務となる中で、理念に「環境」を位置付けたことは評価できるが、自然的環境と社会的環境からなる広い概念である「環境」の内容が明確となるよう説明を加えるなど表現の工夫を検討されたい。

2 都市づくりの目標について

(1) 将来都市像について

将来都市像は、川越市が目指すべき10年後の姿を示すものであるが、今回の第三次川越市総合計画は市民との協働の視点を重視していることから、原案の将来都市像はこの特徴をとらえたものとして評価できる。

ただし、「ひととまちがいきいきとした川越」を「協働によりつくりあげる」という趣旨をさらに明確にするため、次に示す表現を参考とされたい。

『ひと、まち、いきいき - みんなでつくる 川越』

(2) 基本目標について

自主・自立性が求められる自治体経営において「簡素で効率的な行財政運営」の視点は不可欠であり、市民からの強い要望であるともいえる。

将来都市像を実現するための課題別の目標である基本目標にも、このような視点を取り入れるべきであると考えられる。例えば、「分野に共通する基本目標」は、「協働によるまちづくりと簡素で効率的な行財政運営の推進」とするような、行財政改革の視点をより明確にした表現を検討されたい。

なお、行財政改革を推進する場合にも、公共サービス

を真に必要としている市民への配慮を欠くことなく公共サービスを提供するとともに、行政に課せられた責任にも十分留意されたい。

(3) 土地利用構想について

豊かな自然環境と交通・経済の要衝として発展してきた本市のまちづくりの歴史を考慮して、自然環境に配慮しつつ地域の特色を生かしながら、活力ある魅力的な都市の創造と発展に寄与する土地利用に努められたい。

また、埼玉県南西部地域における中核的都市という本市の位置付けからも、広域的視点からの土地利用を考慮されたい。特に、他都市との連携並びに都心核、地域核及び緑・アメニティ拠点相互の連携を強化することに資する幹線道路や橋梁は、都市活動を支える基盤となることから、土地利用構想においては、その重点的整備について表現するよう検討されたい。

3 施策の大綱について

「施策の大綱」は、課題別に設定された基本目標の具体的な施策の方向性を定めるものであるが、基本目標において指摘したような「簡素で効率的な行財政運営」の視点を踏まえられたい。

施策の大綱の方向性においては、「簡素で効率的な行財政運営」を具体化するものとして「行財政改革の強力な推進」とするよう表現を検討されたい。

基本計画

1 共通施策について

(1) 市民参加の推進について

市民との協働のまちづくりを実践するためには、市民が市政に参加できるしくみづくりが重要であることから、地方主権の時代にふさわしい、市民参加を進めるための法的枠組みとして自治基本条例（仮称）などの制定について早急に検討されたい。

(2) 行財政改革の推進について

簡素で効率的な行財政運営を図るため、行財政改革を強力に推進し、その実効性を確保していく姿勢を明確にするような表現について検討されたい。

なお、行財政改革の推進においては、公共サービスを真に必要な市民への配慮と行政としての責任にも十分留意されたい。

(3) 受益者負担の適正化について

市民が公共サービスに要する費用の一部を使用料、手数料等として負担する「受益者負担の適正化」の検討においては、低所得者への配慮など実質的な公平の負担の視点について検討されたい。

(4) 情報セキュリティの確保について

情報化の進展とともに個人情報保護に対する市民の関心が高まっているが、特に数多くの個人情報を保有している市においては、情報セキュリティの確保のための施策について「施策の推進」において明記されたい。

2 第1章（保健・医療・福祉）について

(1) 少子化対策における子育て支援について

子育てを積極的に支援するための報奨制度の新設や、子どもを産み育てることが容易になるような環境をつくる施策の強化・充実について、より一層検討されたい。

(2) 高齢者施策の推進について

高齢者施策の一つとして、高齢者が地域で活躍できるための就労の場づくりなどを推進するとともに、その支援に努められたい。また、高齢者が安心な暮らしをするためには、介護と医療の一体的な支援が欠かせないことから、この点に留意した施策の展開を図られたい。

(3) 食に対する行政としての取組について

食は、年齢を超えて共通する営みであり、健康づくりの重要な要素でもあることから、食育や食指導に関する施策の強化を図られたい。また、子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けるためにも「食育」の視点が重要となることから、本総合計画に食育の概念を明示されたい。

(4) 予防医学の観点を持った施策について

健康を維持・増進し、生活習慣病を予防するような、検診事業の拡大等予防医学的な見地からの施策の推進に重点的に取り組まれたい。

(5) 公的医療機関の整備について

本市の医療体制として、一次医療（外来診療、初期診断等）、二次医療（特殊な医療を除く入院医療）、三次医療（特殊な医療、専門的医療）の重層的な連携及び各医療機関の診療機能を生かした横断的な連携を一層図って

いく必要がある。この中で、夜間小児診療等の一時的な救急医療、感染症などで危機管理が求められる際に利用できる一次医療、更に災害時医療等を担う医療機関として、公的医療機関の整備を検討されたい。

(6) 病診連携の強化について

市民に一層効率的かつ適切な医療を提供するため、病診連携（各種医療機関の連携）の強化を図られるよう必要な施策を検討されたい。

また、中長期的な課題として、患者の検査情報のデータベース化・共有化について、個人情報の保護に十分に配慮し検討されたい。

3 第2章（教育・文化・スポーツ）について

(1) 市立大学の設置について

生涯学習の拠点としての市立大学の設置については、さまざまな主体が開催する学習機会との関係のあり方や市民ニーズの把握や費用対効果など、多角的視点から慎重に検討されたい。

(2) 青少年に対する教育について

人間形成過程において最も微妙で重要な時期にある青少年に対しては、第2章（教育・文化・スポーツ）において新たな項目を設け、青少年の教育に関する視点を位置付けることを検討されたい。

(3) 少人数学級編制について

児童生徒の個性を生かし、学力の向上と豊かな心をはぐくむため、少人数学級編制の一層の推進に努められた

い。その際、施設整備や教員配置などの課題とよく調整しつつ、その実現を目指すこととされたい。

(4) 伝統的建造物群保存地区への市の対応について

伝統的建造物群保存地区は、本市の重要な文化財の一つとして位置付けられることから、PRを更に充実されたい。

(5) 国際化の推進における地域と大学との連携について

地域の国際化を一層推進する観点から、市内所在の大学など地域の大学の活用・協力を幅広く図るとともに、地域の国際化のため大学間の連携促進のため支援を強化されたい。

(6) スポーツを総合科学でとらえる視点について

生涯スポーツの推進に当たっては、スポーツを単に健康増進の手段としてとらえるのではなく、健康管理や栄養学との密接な関係を踏まえた「総合科学」の視点に立った理解の下で推進されたい。

4 第3章（都市基盤・生活基盤）について

(1) ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの推進について

まちづくりにおいては、川越らしさを盛り込むとともに、ユニバーサルデザイン（年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、さまざまな人に配慮して、はじめからすべての人が利用しやすいまち、施設、物、環境、サービスなどをつくろうとする考え方）を基本として推進されたい。本総合計画において、まちづくりの基本とする

ユニバーサルデザインの枠組みを具体的に明らかにされるよう検討されたい。

(2) パークアンドライドと商業業務集積地域における駐車場整備について

交通円滑化方策の推進においては、パークアンドライド(公共交通機関のターミナルに近接して駐車場を設け、マイカーから公共交通機関に乗り換えて目的地に向うシステムのこと)と商業業務集積地域での駐車場整備との関係を十分整理した上で推進されたい。

(3) 交通規制に関する構想の検討について

観光客数の増加を目指すためには、観光客が安全に観光できる環境の整備が重要と考えられる。一番街をはじめとする交通規制の構想について早急に検討し、速やかに結論を出されたい。

5 第4章(産業・観光)について

(1) 地域振興ふれあい拠点施設について

地域振興ふれあい拠点施設は、川越駅西口における重要な施設に位置付けられることから、その整備に当たっては、市民の意見を十分踏まえながら埼玉県との十分な協議の下で推進し、早期の実現を図られたい。

(2) 産学官(公)連携による産業とまちづくりの推進について

産業と都市基盤整備をはじめとするまちづくりは、それぞれ深い関連性を有し、総合的な取組が求められる。そのため、産業とまちづくりを総合的にプロデュースす

る産学官(公)連携の推進組織の設置について検討されたい。

(3) 「川越ブランド」の推進について

「川越ブランド」の定着に向け、関係団体間の連携の強化や地域で一体的に取り組むための施策の積極的な展開を図られたい。

(4) 観光事業の展開について

国においても観光立国実現に向けた施策を推進する中で、観光資源の豊富な本市は、大いに期待されると考えられる。地域に埋もれている新たな観光資源の発掘や既存観光資源の利活用の拡大推進などにより、観光事業を重要な産業政策として位置付け、強力・重点的に展開されたい。

6 第5章(環境)について

(1) 地球温暖化対策について

地球温暖化対策として太陽光発電システムの推進に努めるとともに、地球に負荷のかからない緑化対策、水辺環境の利用などの施策も重点的に実施されたい。

(2) 家庭ごみの有料化について

家庭ごみの有料化については、不法投棄の増大や他地域への持込みなどの課題も懸念されることから、これらの課題への対応策を十分考慮し検討されたい。また、家庭ごみの有料化に関連して戸別回収実施の可否についても検討されたい。

(3) ごみの収集について

ごみの収集については、効率的な収集を一層推進するとともに、その回収場所や回収方法等について見直されたい。

(4) ごみの不法投棄対策について

市内においてもごみの不法投棄の実態が見受けられることから、監視体制の強化など不法投棄対策の拡充を図り、不法投棄の強力な防止に努められたい。

(5) 野生動植物が生存できる空間の創出について

都市計画において、湖沼や雑木林などのビオトープ(生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間)の保護、再生などを位置付け、都市の中にも多様な野生動植物が生存できる空間を生み出すような施策を推進されたい。

7 第6章(地域社会と市民生活)について

(1) 児童虐待における関係機関の連携について

児童虐待は、深刻な事態を招くケースもあることから、関係機関が更に連携し、児童虐待の防止について迅速かつ積極的に関与していくしくみづくりを早急に検討されたい。

(2) 自主防災組織への支援について

地域の防災活動を効果的なものとするためには、自らのまちを自らで守る「自主防災組織」の存在が重要であることから、結成に向けた促進策を展開するとともに、結成後の活動に対しても更なる支援に努められたい。

(3) 災害時要援護者の安全確保について

大規模地震や風水害などさまざまな災害への不安が増大する中で、災害時の避難などにおいて、高齢者や障害のある人など災害時要援護者に十分配慮されたい。特に、災害発生情報の伝達、避難誘導などの措置が適切に講じられるよう早急に対策を立てられたい。

(4) 防犯対策における市の支援等について

治安の悪化への市民の不安に対応するため、自治会等の自主的な防犯活動への量・質両面にわたる支援を強化されたい。また、防犯対策においては、高齢者や一人暮らしの女性等が安心して暮らせる地域社会の形成に留意されたい。

(5) 高齢者等を対象とした詐欺事件などに対する消費者保護について

近年ひとり暮らしの高齢者などを対象とした詐欺事件等高齢者を狙った事件が多発していることから、消費者保護の施策においては、関係機関の情報交換などの連携の強化に努められたい。更に、そのような事件の予防、発生した場合の事件の速やかな拡大防止及び救済など万全な対策に努められたい。

その他

(1) 分かりやすい計画について

用語の使い方や表現内容を整理するとともに、施策の内容が理解しやすいものとするなど、市民に分かりやすい計画とすることに努められたい。

(2) 施策の指標について

基本計画における「施策の指標」は、施策の達成度や事業の進捗状況を把握する上で重要である。指標の設定においては、市民が理解しやすい数値を用いるなどの工夫に努めるとともに、事業の進捗状況が速やかに公表されるよう配慮されたい。

(3) 施策等の推進について

第二次川越市総合計画に掲げられている施策及び事務事業のうち「遅れ」又は「未着手」とされているものについては、速やかに原因を分析調査し、必要性が低下した場合は中止、休止などの措置を講じられたい。

また、実施計画において取り上げられる事務事業については、できる限りその始期と終期を明らかにされたい。

資

料

川越市総合計画審議会開催経過

回	開催日及び会場	主な審議内容
第1回	平成16年11月16日(金) 市庁舎7階7AB会議室	委員の委嘱 正・副会長の選出 諮問
第2回	平成17年1月7日(金) 市庁舎7階7AB会議室	(仮称)第三次川越市総合計画原案作成に係る 市内策定方針について
第3回	平成17年2月16日(水) 市立中央図書館展示室	かわごえ市民会議の「今後の川越市のまちづくりに 係る最終提言」について 第三次川越市総合計画原案について
第4回	平成17年4月14日(木) 市庁舎7階7A会議室	第三次川越市総合計画原案(基本構想)について【はじめに】
第5回	平成17年4月21日(木) 市庁舎7階7A会議室	第三次川越市総合計画原案(基本構想)について【はじめに】
第6回	平成17年5月12日(木) 市庁舎7階7AB会議室	第三次川越市総合計画原案(基本構想)について【基本構想の理念、都市づくりの目標】
第7回	平成17年5月19日(木) 市庁舎7階7AB会議室	第三次川越市総合計画原案(基本構想)について【都市づくりの目標、施策の大綱】
第8回	平成17年7月7日(木) 市庁舎7階7AB会議室	第三次川越市総合計画原案(基本構想)について 第三次川越市総合計画原案(前期基本計画)について【第1章、第2章】
第9回	平成17年7月14日(木) 市庁舎7階7AB会議室	第三次川越市総合計画原案(前期基本計画)について【第2章、第3章】
第10回	平成17年7月21日(木) 市庁舎7階7AB会議室	第三次川越市総合計画原案(前期基本計画)について【第3章、第4章】
第11回	平成17年7月28日(木) 市庁舎7階7AB会議室	第三次川越市総合計画原案(前期基本計画)について【第5章、第6章】
第12回	平成17年8月4日(木) 市庁舎7階7AB会議室	第三次川越市総合計画原案(前期基本計画)について【第6章、共通施策】
第13回	平成17年8月22日(月) 市庁舎7階7AB会議室	第三次川越市総合計画原案の全体審議について
第14回	平成17年8月31日(水) 市庁舎7階第1委員会室	第三次川越市総合計画原案の全体審議について
第15回	平成17年9月29日(木) 市庁舎7階第5委員会室	答申(案)の審議について
第16回	平成17年10月4日(火) 市庁舎4階迎賓室	答申

川越市総合計画審議会委員名簿

任期：平成 16 年 11 月 16 日～平成 17 年 10 月 4 日

会 長 大 橋 豊 彦 学識経験者（大学教授・尚美学園大学総合政策学部）

副会長 立 原 雅 夫 川越市姉妹都市交流委員会

1 市内の公共的団体等の代表者

委 員 石黒 高子(注) 国際ソロプチミスト埼玉
" 犬 竹 庸 二 (社)川越市医師会
" 江 島 喜 一 川越市自治会連合会
" 大 熊 敬 川越市身体障害者福祉連合会
" 太 田 英一郎 (社)川越青年会議所
" 小 澤 稔 夫 いるま野農業協同組合
" 可 児 一 男 特定非営利活動法人川越蔵の会
" 川 目 宰一郎 川越商工会議所
" 小 瀬 博 之 かわごえ環境ネット
" 小 林 充 川越市老人クラブ連合会
" 渋谷 多賀子 川越市交通安全母の会
" 鈴木 守 人 連合埼玉川越地域協議会
" 堀 満 川越市PTA連合会(平成 17 年 6 月 22 日から)
" 山 岡 俊 彦 川越地方労働組合連絡協議会

2 学識経験者

委 員 片野 広隆(注) 市議会議員
" 佐 藤 恵 士 市議会議員(平成 17 年 6 月 24 日から)
" 倉 嶋 美 恵子 市議会議員
" 菊 地 実 市議会議員
" 松 岡 秀 仁 市議会議員
" 栗 原 賢 一 市議会議員
" 上 田 成 子 学識経験者(大学教授・女子栄養大学栄養学部)
" 加 古 勉 学識経験者(大学院教授・東邦音楽大学大学院)
" 渋谷 慶之進 学識経験者
" 馬 場 弘 学識経験者
" 藤 井 みどり 学識経験者
" 松 本 弥 生 学識経験者(弁護士)
" 矢 澤 則 彦 学識経験者(大学助教授・東京国際大学コミュニケーション学部)
" 吉本 國春(注) 学識経験者(大学教授・東洋大学工学部)

前委員

福 田 光 一 川越市PTA連合会(平成 17 年 6 月 21 日まで)

山 村 健 仁 市議会議員(平成 17 年 6 月 23 日まで)

(注)はホームページ上、一部表記できない委員名です。関連情報「ホームページと異なる委員名」を御覧下さい。